

第35回宮城県産業振興審議会

日 時 平成27年8月7日(金)
午前10時から正午まで
場 所 宮城県庁11階 第二会議室

1 開 会

■ 富県宮城推進室 佐藤班長

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。
ただ今から第35回宮城県産業振興審議会を開催いたします。

2 第8期委員委嘱状交付

■ 富県宮城推進室 佐藤班長

本日は委員改選後、初の審議会となりますので、委員の皆様にご吉田部長から委嘱状を交付させていただきます。

なお、任期は平成27年7月29日から、平成29年7月28日まで2年間となります。
席順にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場に御起立願います。

株式会社はなやか代表取締役 伊藤恵子委員です。

有限会社伊豆沼農産代表取締役 伊藤秀雄委員です。

東北大学大学院農学研究科教授 伊藤房雄委員です。

仙台高等専門学校長 内田龍男委員です。

みやぎ生活協同組合地域代表理事 大友恵理子委員です。

岩手大学農学部教授 岡田秀二委員です。

MIDORIなヤサイ代表 斉藤緑里委員です。

宮城県林業研究会連絡協議会長 佐々木好博委員です。

とうほくあきんどでざいん塾コーディネーター office ayumitairo 主宰 佐々木美織委員です。

東北大学大学院農学研究科教授 佐藤實委員です。

公益財団法人みやぎ産業振興機構シニアアドバイザー 白幡洋一委員です。

有限会社川口グリーンセンター代表取締役 白鳥正文委員です。

石巻魚市場株式会社代表取締役 須能邦夫委員です。

有限会社岩沼屋ホテル専務取締役 橘真紀子委員です。

キョーユー株式会社代表取締役 畑中得實委員です。

有限会社ひらが代表取締役 仙台商工会議所女性会会長 平賀ノブ委員です。

なお、本日は、青木宏子委員、大志田典明委員、斎藤まゆみ委員、堀切川一男委員が所用のため欠席されております。

本会議の定足数は委員20名に対し、本日は16名の委員の出席を頂いております。産業振興審議会条例第5条第2項の規定に基づき、本日の会議は有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、開会にあたり、吉田部長から御挨拶申し上げます。

3 あいさつ

■ 経済商工観光部 吉田部長

皆様、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、当産業振興審議会に御出席をいただきまして心から感謝を申し上げます。

第7期から継続して委員として就任いただいている皆様にとりましては、引き続き御就任いただき、また、新たに大友様と佐々木様におかれましては、今回委員に就任をしていただきました。

改めまして、皆様には平成29年7月28日まで2年間、当審議会の委員として就任を御快諾いただきましたことに対しまして御礼を申し上げます。

当審議会におきましては、知事の諮問に応じまして産業の振興に関する重要事項を審議いただく場として設置されておるわけでございます。審議にあたりましては、全体会としての審議に加えまして、部会を設けておりまして、農業部会、そして水産林業部会、商工業部会と3つの専門分野にわたりまして部会運営をさせていただいておるわけでございます。

今年度は、宮城県震災復興計画の再生期の2年目にあたるわけでございますので、今までのインフラを中心とした復旧事業から、いよいよ産業の復興を相当意識して注力をして参る、そういう局面に達しておるわけでございます。単なる復旧にとどまらない創造的な復興を是非成し遂げていきたいという志のもと、私ども一丸となって取り組んでおるところでございます。将来の県民生活を見据えた抜本的な再構築によります、ふるさと宮城の再生そしてさらなる発展を目指して参りたいと考えておる次第でございます。

さて、本日は「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しの中間案につきまして御審議をお願いしたいと存じております。また、後ほどになりますけれども、6月議会におきまして「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」が成立いたしましたことから内容を御説明させていただきまして、次回の本審議会では、委員の皆様の御意見を頂戴いたしたいと考えておるところでございますので、御協力方どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、それぞれのお立場から忌憚のない御意見・御提案を賜りまして実りのある会合となりますことを祈念申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

4 議事

(1) 会長及び副会長の選出について

■ 富県宮城推進室 佐藤班長

本日の議事についてですが、次第のとおり4件を予定しております。

次に配布資料は、次第、出席者名簿、座席表、資料1から参考資料、大変多く18点ございます。審議の途中で資料の過不足等お気づきになられましたら、どうぞ事務局職員にお申しつけくださいますようお願い申し上げます。また、発言される場合は職員がマイクをお持ちいたしますので、そのマイクを使用して御発言をお願いします。

それでは、議事1「会長及び副会長の選出」に移らせていただきます。

正式の会長が選出されるまでの間、伊藤房雄委員に仮議長をお願いし、議事を進めさせていただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、伊藤房雄委員よろしく願いいたします。

■ 伊藤房雄委員

それでは、会長・副会長が選出されるまでの間、暫時仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、議事に入ります前に、本審議会は平成12年度の第1回の会議において、「公開する」と決定されておりますので、公開として進めさせていただきます。

それでは「会長及び副会長の選出について」でございます。会長と副会長は委員の互選で定めることになっております。どなたか御推薦がございましたらお願いいたします。

御推薦がないようですので、事務局から案があれば御提案願います。

■ 富県宮城推進室 佐藤副参事

事務局の富県宮城推進室の佐藤でございます。よろしく願いいたします。それでは、事務局案を御提案させていただきます。

会長に内田委員、副会長に白幡委員を御推薦申し上げます。

■ 伊藤房雄委員

ただいま事務局から会長に内田委員、副会長に白幡委員の御推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

はい。どうもありがとうございます。それでは会長を内田委員、副会長を白幡委員をお願いいたします。

内田会長どうぞよろしく願いいたします。

それでは仮議長の役目を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

■ **富県宮城推進室 佐藤班長**

伊藤委員，仮議長ありがとうございました。

それでは，会長から一言御挨拶を頂戴したいと存じます。

内田会長よろしくお願ひいたします。

■ **内田龍男会長**

内田でございます。

それでは開会に先立ちまして，会長役を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

前回は皆様から大変有意義な御意見をいただき感謝しております。

宮城県は日本の中でも大変素晴らしい場所だと思っております。この地が豊かになることは大変重要で，宮城県，ひいては東北地方全体，日本をリードしていくような地域となつて欲しいと願っております。それには基盤となる農業や水産業，加えて林業などが重要で，これらはこれから日本の中でも重要な位置を占めていくと思ひます。是非皆様方の活発な御意見をお願ひしたいと思ひます。

■ **富県宮城推進室 佐藤班長**

内田会長ありがとうございました。

それでは，これからの議事進行は内田会長にお願ひしたいと存じます。内田会長よろしくお願ひいたします。

(2) 所属部会の決定及び部会長の選出について

■ **内田龍男会長**

はい，わかりました。

それでは，議事の(2)「所属部会の決定及び部会長の選出について」です。事務局から説明願ひます。

■ **富県宮城推進室 佐藤副参事**

部会につきましては，農業，水産林業，商工業の各分野に関する審議を行う場として，産業振興審議会条例第6条第1項の規定により「農業部会」「水産林業部会」「商工業部会」を設置することとされております。

各部会に所属する委員につきましては，産業振興審議会条例第6条第2項の規定により会長が指名することとされております。

また，部会長につきましては産業振興審議会条例第6条第3項の規定により，部会委員の互選により決定することとされております。

つきましては，所属する部会の委員を内田会長から指名していただきますようお願ひいたします。

■ 内田龍男会長

それでは、所属部会の委員の指名をさせていただきます。

まず、農業部会を担当いただく委員ですが伊藤恵子委員，伊藤秀雄委員，伊藤房雄委員，大友恵里子委員，斉藤緑里委員，白鳥正文委員を指名いたします。

次に、水産林業部会を御担当いただく委員ですが青木宏子委員，岡田秀二委員，斎藤まゆみ委員，佐々木好博委員，佐藤實委員，須能邦雄委員を指名いたします。

次に、商工業部会を御担当いただく委員ですが大志田典明委員，佐々木美織委員，橘眞紀子委員，畑中得實委員，平賀ノブ委員，堀切川一男委員を指名いたします。

皆様よろしくお願ひいたします。

次に、部会長の選出ですが、所属部会委員の互選により決定することとされております。いかがいたしましょうか。何か御案がございましたらお願ひいたします。

もしございませんようでしたら、事務局から案を提示させていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

■ 富県宮城推進室 佐藤副参事

それでは、事務局案をお手元に配布させていただきます。

事務局案は只今お手元に配布いたしましたとおり御提案させていただきます。

農業部会長につきましては、前期から引き続き東北大学の伊藤房雄委員にお願いしたいと考えております。

水産林業部会長につきましては、前期から引き続き、東北大学の佐藤實委員にお願いしたいと考えております。

商工業部会長につきましては、前期から引き続き、東北大学の堀切川委員にお願いしたいと考えております。

■ 内田龍男会長

只今、事務局からそれぞれの部会長の御推薦がありました。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、農業部会長を伊藤房雄委員，水産林業部会長を佐藤委員，商工業部会長を堀切川委員にお願いいたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

■ 富県宮城推進室 佐藤班長

大変恐縮ですが、吉田部長は所用のため、ここで退席させていただきます。

■ **経済商工観光部 吉田部長**

すみません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(部長退席)

(3) 「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しに係る中間案の審議
について

■ **内田龍男会長**

では、議事(3)『みやぎ食と農の県民条例基本計画』の見直しに係る中間案の審議についてです。審議スケジュールと併せて事務局から説明願います。

■ **富県宮城推進室 佐藤副参事**

まず、今年度、皆様に御審議いただく「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しの審議スケジュールについて、御説明をさせていただきます。資料8「平成27年度宮城県産業振興審議会の審議スケジュール」を御覧ください。後ろのほうにA4版で資料8という資料がついております。そちらの方を御覧ください。第7期から引き続き委員に御就任いただいた皆様にとりましては昨年度から引き続きの審議となります。今年度は、全体会を本日を含めて2回、所管部会である農業部会につきましては5月27日に開催いたしました分を含めて3回予定しております。

本日の審議会で中間案を御審議いただき、8月20日に農業部会を開催して本日の中間案をとりまとめ、その後、パブリックコメントの実施と農業部会での最終案検討を経まして、12月下旬に今年度2回目の全体会を開催いたしまして最終案を御審議いただきたいと考えております。

その後、最終案の調整を経まして、来年、平成28年の1月に県の方へ答申いただく、というスケジュールを予定しております。

審議スケジュールについては以上でございます。

■ **内田龍男会長**

ありがとうございました。それでは後藤部長の方からお願いいたします。

■ **農林水産部 後藤部長**

改めまして、農林水産部長の後藤でございます。

本日は御多用中にもかかわらず御出席をいただきましてありがとうございます。前期に続きまして食農条例の基本計画の御審議をいただくわけでございますが、農業分野以外の多様な視点から忌憚のない御意見をいただければと存じます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

中間案の具体的な内容につきましては、農業振興課長より御説明をさせていただきます。
よろしく申し上げます。

■ 農業振興課 高橋課長

それでは、事務局を担当しております農業振興課の高橋と申します。よろしく申し上げます。

それでは、私の方からは「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しにかかる中間案について、主な改正のポイント等御説明申し上げます。

座って説明させていただきます。

では初めに資料の1を御覧ください。この資料はローマ数字Ⅰとして審議会での検討の経過を、それからⅡとして中間見直しにかかる主な変更のポイントなどについてまとめております。

個別の内容の説明は資料2以降で改めて説明をしていきたいと思っております。

最初に、審議会における検討経過について御説明申し上げます。

平成27年2月13日に審議会の農業部会を開催いたしました。お手元にごございます資料2を御覧ください。計画見直しにあたっての視点を中心にいたしまして御意見を賜りながら認識を共有させていただきました。

また、5月27日に農業部会を開催しております。資料の3を御覧ください。これまでの審議会からの御提案、国の新たな食料・農業・農村基本計画、県の農業・農村復興計画を踏まえながら見直した施策の推進方向案を中心に御説明申し上げます、議論をいただいております。

今回こうした経緯を踏まえ中間案を作成しております。

それでは次に、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の中間見直しにかかる中間案について御説明申し上げます。資料の4を御覧ください。これは計画の基本構成を示した資料となります。左側に現行計画の構成、中央に見直し案を、右側に見直した内容について吹き出しで説明しております。

「第1章 基本的な考え方」に新たな項目として、「第4節 目標実現に向けた関係者の役割」を追加いたしました。これは、県民条例第3条から6条に掲げている役割と責務について、その認識を高め、行動への一助となるよう具体的に記載させていただきました。

第2章も、構成を見直しております。第1節で「宮城県の食と農業・農村を取り巻く現状と課題」、第2節に「これまでの取組と状況」を記載しております。特に、現行計画では、農業・農村を取り巻く現状と課題について、項目ごとに記載しておりましたが、今回、1～5のカテゴリーを構成し記載しております。

第4章におきましても構成を見直しております。現行計画では、施策体系・推進指標の構成が分かりづらいため、第1節へ「施策の推進方向体系図」、第3節として「推進指標一覧」を新たに追加いたしました。また、現行計画の「第4章 施策展開の基本方針」につ

いては、「第2節 各施策の推進方向」において、それぞれの基本項目の中で一体的に記載しております。加えて、本文中における各施策の記載のあり方を図や写真も用いながら、より理解しやすいレイアウトと表現に見直しております。

ここで、お手元にございます 別冊1「みやぎ食と農の県民条例基本計画（中間案）」について御説明いたします。別冊1の2ページ目をお開きください。ここでは、県、市町村、農業者、農業関係団体、県民・食品関連事業者等のそれぞれの役割について新たに追加しております。

4ページに進みまして、「第2章 宮城県の食と農業・農村を取り巻く現状と課題」につきましては、「1 東日本大震災の発生」、「2 食を取り巻く情勢」、「3 農業を取り巻く情勢」、「4 農村を取り巻く情勢」、「5 国による新たな農政改革」のそれぞれの項目について、グラフや表も組み入れながらまとめているところがございます。

13 ページ「第3章 計画で目指す将来の姿」につきましては、一部字句修正をしておりますが、現行計画の将来像を踏襲しております。

なお、15 ページの「第2節 農業・農村の見直し及び目標」につきましては、現在、園芸振興プランの見直しや畜産における計画の見直しも平行して行っておりますことから、平成32年の目標値につきましては、検討中とさせていただいておりますので御了承願います。

19 ページ「第4章 食と農の振興に関する施策の推進方向」につきましては、「第1節 施策の推進方向体系図」を新たに加えております。20 ページ以降に各施策の推進方向を具体的に記載しております。今回の見直しに当たり、図や写真も組み入れながら、より理解しやすいレイアウトと表現へ見直しを図っております。

それでは、次に、施策の推進方向の主な変更ポイントについて御説明をいたします。資料の5を御覧ください。左側に現行計画における施策の推進方向、中央に見直した推進方向案を記載しております。そして右側に新たな取組や拡充した主な内容について記載しております。

現行の施策は14の施策で構成されておりますが、今回1つ増やしまして15の施策としております。現行計画では、園芸と畜産で1つの施策を構成しておりましたが、園芸の1層の推進を図る観点から、施策7として「園芸の競争力の強化」を打ち出し、稲作に特化した経営からの転換も進めてまいります。

このため、園芸との施策分離により、施策8につきましては施策名を「畜産の生産基盤強化と畜産物の安定供給」としております。

続いて左側の赤枠で括ってございますが現行施策2「環境にやさしい農業の推進」につきましては、施策番号を13とし、ローマ数字で示されている基本項目の「Ⅲ 農業・農村の多面的な機能の発揮」へと位置づけを変更しております。これは、構成している取組項目が、平成27年度から法律に基づく制度として位置づけられたことからこのように整理をし直してございます。

次に施策6「水田フル活用による多様な作物生産の振興」につきましては、取り組む内容の拡充により施策名も変更しております。

施策14「中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化」につきましても、取り組む内容の拡充にともない施策名を変更しております。

次に、各施策を構成している取組項目について、今回、8つの項目を新規に設け推進を図りたいと考えております。中央の見直した推進方向（案）の【新規】と示しているところです。施策1「③安全確保に向けた指導及び検査の徹底」、施策4「②次代の農業を牽引する先進的経営体の育成・支援」、施策7「②先進的施設園芸の振興」及び「③土地利用型農業における露地園芸の振興」、施策10「②スマート農業の取組推進」、施策12「②再生可能エネルギーの活用の推進」、施策14「③食品関連企業等の誘致による雇用と所得の創出」及び「④鳥獣被害対策等による農作物被害の低減」となります。

次に、これらの新たな取り組み・拡充した取り組みの内容について、具体的に御説明いたします。配布資料の別冊2の中間案の概要版1ページ、「施策1 農畜産物の安全確保の推進」を御覧願います。資料の構成ですが、左側に施策を構成する項目があり、項目ごとに主な取り組みの内容を、右側には、新たな取り組みや拡充した内容を中心に記載しております。

先の審議会において放射性物質対策あるいは農薬の適正使用等に関する御提案をいただいておりますことから、「安全確保に向けた指導及び検査の徹底」という項目を新たに設け、県産農畜産物の計画的な放射性物質検査と公表、農薬販売店等の検査・指導を行いながら、安全・安心な農畜産物の供給に努めたいと考えております。

次に、「施策4 活力ある担い手の確保・育成」につきましては、経営体の規模拡大・多角化に対応した支援、震災後に設立された法人等の経営安定化支援の必要性について御提案をいただいております。このため、「次代の農業を牽引する先進的経営体の育成・支援」という項目を新たに設け、経営の発展段階に応じた支援を展開しながら、若い人たちが魅力を感じる先進的経営体の育成に努めてまいります。

次に、「施策5 優良な生産基盤の確保と有効活用」に関して、農地中間管理事業の活用推進、農地集積の加速化に向けほ場整備と両輪で推進すべきとの御提案をいただいております。このため、項目1の取り組みを拡充いたしまして、農地中間管理事業等を有効に活用し、担い手への農地集積や地域農業の将来像である人・農地プランの作成・更新・実行を支援してまいります。

次に、「施策6 水田フル活用による多様な作物生産の振興」に関しまして、みやぎ米のイメージアップ、水田の汎用利用の推進、飼料用米の生産対策支援などについて御提案をいただいております。そのような視点を考慮しながら、取り組む内容について拡充しております。水田のフル活用、経営の高度化・多角化による米に特化した経営からの転換に向けた取組の推進、また、需要に応じた多彩な米づくり、需要の創造と販路の拡大、売れる宮城米の生産・販売促進に向けた取組を展開し、水田フル活用による多様な作物生産の振

興に努めてまいります。

次に、「施策7 園芸の競争力の強化」に関して、これまでは、園芸と畜産で1つの施策を構成し、園芸への取組も弱かったことから、新たに園芸のみを打ち出した施策としております。「産地強化による園芸の振興」、「先進的施設園芸の振興」、「土地利用型農業における露地園芸の振興」の3つの取り組みを柱に園芸の競争力の強化を図ってまいります。特に、内陸部と沿岸部では状況が異なっておりますので、それぞれの地域特性に応じた園芸の振興に取り組んでまいります。

次に、「施策10 生産力と品質を高める農業技術の高度化」に関して、所得の向上を図る上でも、生産性の向上と低コスト化の推進は重要なことから、地域特性に応じた技術の開発・普及の推進に取り組めます。ICT活用による収量・品質の安定化及び効率化などについて御提案をいただいておりますことから、実証事業による展示や研修会、現地検討会の開催や民間企業・その他研究機関との連携によるスマート農業の取り組みを推進したいと考えております。

次に、「施策12 農業・農村が有する地域資源の保全・管理と活用」に関して、耐用年数を超えた農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、「農業水利施設等のストックマネジメント」を推進いたします。また、新たに「再生可能エネルギーの活用推進」の項目を設け、農業・農村が有する地域資源の利活用促進と地域振興に資するよう、農業用水利施設を活用した小水力発電や太陽光発電施設の導入を推進してまいりたいと考えております。

次に、「施策14 中山間・沿岸地域等における農業振興と農村活性化」に関してでございます。グリーンツーリズム等の推進による賑わいの創出、地域資源の新たな価値の模索、農産物直売所のビジネス支援、鳥獣被害対策などについて御提案をいただいております。そのような視点を考慮しながら、新たな項目を設けるなど取り組む内容について拡充しております。

また、農業者が民間企業や地元住民と取り組む6次産業化などの取り組みを支援しながら地域資源を活用した農村経済の活性化に努めるとともに、食品関連企業等の誘致により雇用と所得の創出を図る取り組みを進めてまいります。また、鳥獣による農作物被害も深刻化・広域化しておりますので、鳥獣被害対策等による農作物被害の低減についてもしっかりと取り組んでまいります。

以上、新たな取組・拡充した施策の主な内容について御説明させていただきました。

次に、これらに関連いたしまして推進指標見直し等について御説明いたします。資料の6を御覧ください。推進指標数として、現行計画では38指標ございますが、見直し後は、42指標ということで4指標増えております。

まず、取り下げた指標については、2指標ございます。1つは、施策10の「産学官連携による共同研究課題数」です。連携による取組が定着し、目標も達成していることから取り下げております。もう一つは、施策13の「認定エコファーマー数」です。再認定の要件である新技術の取組追加が困難なことから再認定者は少ない状況にはありますが、技術レ

ベルを維持している生産者は多く、認定者数だけでは実態を反映できていないという理由から取り下げております。

変更した指標については4指標ございます。施策1の「第三者認証GAP取得農場数」につきましては、「GAP導入団体数」へ、施策6の「新規需要米の作付面積」につきましては「飼料用米の作付面積」へ、施策8の「中核肉用牛農家戸数」につきましては「大規模肉用牛農家戸数」へ、施策11の「協働活動による農地等の保全面積割合」につきましては「農村の地域資源の保全活動を行った面積」へそれぞれ変更しております。

今回、新たに設定した指標については、6指標ございます。施策2で「みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動への参加人数」、施策4で「大規模土地利用型農業法人数」、これは100ha規模での法人数をカウントするもの、施策7で「先進的園芸経営体数」及び「加工・業務用野菜の取組面積」、施策10に関連して、「大規模経営体数」、施策12で「農業用水利施設を活用した小水力発電施設の箇所数」を加えてございます。

最後になりましたが、前回までの審議会における御意見・御提案と中間案における位置づけについて御説明いたします。資料の7を御覧ください。

審議会で頂戴した御意見につきましては、現行の基本計画、「みやぎの農業・農村復興計画」、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ21のカテゴリーに区分して、検討・整理を行い、中間案における各施策や取組項目に反映をさせていただいております。

以上、基本計画の中間案について御説明させていただきました。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

■ 内田龍男会長

ありがとうございました。それでは只今御説明がありましたが、皆様から御意見を頂戴したいと思います。

■ 白幡洋一副会長

白幡です。最初に口火を切ります。

非常に整理されており、わかりやすく読みやすくなっていて本当に御苦勞様です。事務局の方々には大変な御苦勞があったのではないかと思います。

いただいた資料を読んでいまして、1つだけ、こういう視点が欠けているのかなという勝手な思いがありまして、それを述べさせていただきます。

最近私も仕事柄、アグリの方々の情報が入ってきます。それと、最近地方創生という中で地域がもっと元気になると、人が生まれ雇用が生まれるという文脈で、日本中の元気な市町村をいろいろルポして歩く専門家がいて、それがいろいろな本になっているわけです。そういう本も仕事柄読まなきゃいけないので結構読んでいますけども、なかなか宮城県が良い事例として挙がってこないというのが寂しいところがあります。それはそれとして、農業・農村を核として、地域が元気になり、そこに働く人が元気になり、新たな雇用

が生まれ、定住人口も増えるということは、単に農業・農村がどうなるかだけではなく、そこに人があり、地域があり、新たな雇用があるということが元気の1つの核となるということです。

今回資料をずっと読んでみて、1つ1つの施策は非常に考えられていると思うんですけども、全体を貫くものとして、地域がもっと元気になる、そこに住まう方々が増えるあるいは住んだ人が元気になる、雇用が拡大し、新たな雇用も生まれる、もう1つそういう見方があってもいいのかなという気がしたんです。個別には非常によくできていると思うんですけど、もう1つ横軸を通すようなものがあるといいのかなという思いが1つありました。

最初そのところだけ、感想を述べておきます。

■ 内田龍男会長

ありがとうございます。大変重要なコメントだと思いますが、何かこれに対しては県の方からご説明ありますか。

■ 農林水産部 後藤部長

御質問ありがとうございます。

我々もこの基本計画の見直しにあたって、例えば産業面、産業政策としての農業政策が最近はいよいよクローズアップされて、そちらに視点が向くことが多いわけですが、地域政策として農業・農村を一体的に考えることが必要ではないかという点は、気にしてございました。そういう意味で例えば基本計画の方向性として、3番（別冊1第4章第2節基本項目3）の「農業・農村の多面的な機能の発揮」であるとか、4番（別冊1第4章第2節基本項目4）の「農村の経済的な発展と生活環境の整備」というような項目の中に、分散させた形で考え方を盛り込んだつもりですが、今白幡委員がおっしゃるように全体がまとまって見えるような表現が不足してるかなと感じます。全体的、概括的な方向性というのをどう盛り込んでいけばいいのか改めて検討させていただきたいと思います。

我々としても意識として地域が元気でなければそこに成り立つ産業も当然元気になりえない、という発想は持ったつもりですが、それが表現しきれてないというのは御指摘のとおりだと思います。検討させていただきます。

■ 内田龍男会長

白幡委員、まずはということでおっしゃいましたけども他にはよろしいでしょうか。

■ 白幡洋一副会長

今の後藤部長のお話を聞くと、私はみやぎ産業振興機構にいますので、アグリの人たちといろいろ話して、たまたま知り合った方に「こんな本を読め」って読ませていただいた時に、スマート・テロワールという美しい村の話があります。これは元カルビーの社長さ

んが一生懸命取り組まれているもので、残念ながら宮城県で認定された地域はありませんが、このスマート・テロワールという考え方に基づいて、地域が元気になり、そこで農業と畜産業が合体して非常に良いアウトプットが出ていますので、地域を元気にする1つの事例として勉強しなければいけないのかなと思っています。

質問ですが、今こういう計画を作る中で例えばT P Pの話がありまして、閣僚の合意がなかなか出来ていないので8月中にまとまるかという話があります。農業関係の方がいろいろ懸念していることがあるんですけども、ある形で着地した状況がどういう形で農業に影響してくるのか、おそらくみなさん掴んでらっしゃると思うので情報としていただきたいというのが1つ。それから、中間管理機構を使って、土地を使いたい人あるいは出した人という話がありました。県としてこれぐらいの実績を出したいということに対して、だいぶ達成率が悪かったということなら、それをどう分析なさって、今後より土地を大規模化していくという中で土地利用をどのように合理的にやっていくのか、初年度の達成率が非常に悪かったということの反省を踏まえ、どのようにして次のステップに移行するかという単純な疑問でございます。

■ 内田龍男会長

ありがとうございます。これについては何かコメントはございましょうか。

■ 農林水産部 小島次長

重要な御指摘ありがとうございます。T P Pに関しましては、先月末にも妥結かみみたいなことだったんですけども、いずれ1か月くらいが猶予でまた8月末にはということでございます。詳細はマスコミ等の部分でしか我々は掴めないわけですけども、現行よりも非常に厳しくなるという方向は間違いないのかなと、そういう段階でどういう風に生産体制なりを構築していけるのかなというところで、まだ内部的に検討している段階でございます。こうだということは今現在では申し上げられないわけでございますけれども、当然のことながら現行よりもさらに厳しい情勢が予想されるという認識でございます。

それから中間管理事業については、昨年度2,000 ㌔を目標にしたところですが、年度で区切ると実績は450 ㌔ということで、全国的にみると13位と決して低いようには感じないのですが、東北6県の中で450 ㌔台は福島と宮城くらいで非常に低い方です。山形や秋田は1,000 ㌔を超える実績が出ております。ということで、昨年度の反省としましては、やはり制度自体がどういったものが市町村、農協、特に農業者まで、十分に浸透していなかったのかなということです。後半からは、将来に向けて必要なことなんだ、単に農地集積ということだけではなくて、将来、地域の農業をどうするのか、それから人をどうするのか、その地域の農地をどう管理し保全していくのかという観点に立つと本当に一番重要だということが、市町村とか農協の方にもだいぶ認識をしていただいたと考えております。その影響もありまして1月、2月、3月の時点でだいぶまとまりまして、実際の手続きと

しては年度を超えてとなりましたが、4月、5月で1,100万円くらい貸付しておりまして、450プラス1,100で、結果的に2,000に対して約8割の集積にはなっております。ただどうしてもやっぱり先ほども言ったようにスタートがちょっと遅かったということがございます。今年度につきましては、もっと高い4,500万円という目標を掲げておりますので、早い段階から、例えば特に重点地域を定めながらやるとか、地域の中での話し合いを仕掛けたりする必要があります。コーディネートする人たちが県、市町村、農業団体でもだいぶ不足してきておりますので、そういう仲介する地域コーディネーターを県内に7名配置しまして、積極的に地域に入り、話し合いを喚起しているところでございます。4,500万円の規模ですから、先般も各事務所を私と課長で回りながら地域の更なる掘り起こしをお願いしたところでございます。

長くなりましたが、よろしく申し上げます。

■ 内田龍男会長

はい、ありがとうございました。

■ 須能邦雄委員

マーケットインという切り口なんですけど、工業製品、水産製品、水と大地と空気を利用して農業も、もともとプロダクトアウトから、大量生産、マーケットインという風な方向付けが変わったのではないかと思います。そういうなかで、たしかに大規模化というのも1つの方法ですけど、アメリカのように大規模で単一の種類を生産するやり方と日本のような中山間地域の多い中でどうあるべきかということがあり、日本の工業の世界で言えば、例えば痛くない注射針を開発した岡野製作所の場合は、もともと痛くない注射針を作っていなかったものの、その高度な技術をニーズにマッチさせ、そうした製品を開発したわけです。

今すべきことは、イノベーション、それこそコンシューマーサティスファクション、顧客満足度をどう高めるかという流れの中でイノベーションを図るという認識を持つことです。プロダクトアウト、マーケットインというような形になると工業製品と同じような思考パターンがついて回ってしまう。ですから日本では、大規模化も当然だけでも、米と園芸、そういうものを組み合わせて地域で生きていくやり方がいろいろあるわけです。地域のニーズにどうマッチさせるかというような視点からいうと私は大規模化よりもこちらの方が良いと思う。今更全部変えろというわけじゃないんだけど、マーケットインと言いながら、多面的機能とかそういう生き甲斐を片方だけ言っているわけです。それは、マーケットインとは必ずしも相反しているとはまでは言いませんけども、あまりなじまない言葉ではないかと、もしも可能であればここはイノベーション、なおかつ顧客満足とかそういう風にした方が、私はすっきりするんじゃないかという提案をしたいと思います。以上です。

■ 内田龍男会長

ありがとうございました。これについては何かコメントはございますか。

■ 農林水産部 小島次長

貴重な御意見ありがとうございました。その辺の部分の表現については検討させていただきたいと思います。

■ 内田龍男会長

ちょっと私からも質問ですが、マーケットインの意味というのは、要望に応じて的確に対応するというので、まさにおっしゃったイノベーションも含めたり、大量生産とは限らない必要な分という風にも読めますが、このあたりはどうなんですか。

■ 農林水産部 小島次長

このマーケットインという表現は、前計画の時もプロダクトアウトからの大転換ということで重要なキーワードであったわけでございます。そういう意味でマーケットインというのを継承したわけですが、ちょっと今内田会長が言われたようにいろいろな表現とか内容を含んでいる可能性もあるので、そのままで良いのか変えた方がいいのか議論が必要かと思えます。

■ 内田龍男会長

的確な言葉の検討をお願いします。

はい、どうぞ。

■ 白鳥正文委員

先程の農地中間管理事業に戻りますけれども、成功した県の事例を見ると、推進員さんが地区に配属されている。ですからきめ細かく各地域の農家の方々に情報がいつて達成率が80~90%までいったということのようです。宮城県は、遅ればせながらも地域コーディネーターを配属したということでございます。といった意味合いも含めてGAPの推進の関係ですけれども、これも「推進」と、いろんな政策の中で「推進」という言葉が使われますが、一歩踏み込んだ「推進」を考えていかなくちゃいけない。本当にGAPを進めるのであれば、地区にある程度きめ細かくコーディネーターなり推進員さんを配属して、もうひと押ししてあげる必要がある。よくGAPでも研修会とかセミナーとか参加します。その時はやらなくちゃいけないとか必要だなと思えます。しかし、また会社に帰って日々忙しく経営に追われると、その感覚が薄れていくのが現状なんですね。ですから、本当にそこでもう一歩後ろから押し上げるコーディネーターの方々がいますと目標の数も上がってくるのではないかなと思えます。

あともうひとつマーケットインの関係で、私は米の生産をしていますけれども、ひとめぼれの再評価というのがあります。支障があるかわかりませんが今のデザインですよ。ひとめぼれの「踊る天女」は30年くらい前に作成したわけで、それをずっと使って当然認知度は上がっているとは思いますが、やはり時代にマッチしたデザインもこの辺で必要なのではないか。再評価を考えるのであれば今の時代にマッチしたデザイン、宮城県のイメージもあると思いますので、その辺も再評価の中に考えていただけないかなと思っております。以上です。

■ 内田龍男会長

ありがとうございます。これも大変貴重な意見でした。

何か県の方からありますか。

■ 農林水産部 小島次長

貴重な意見ありがとうございます。GAPにつきましては、現計画から掲げているんですけれどもなかなか実績が上がらないという状況でございました。今、白鳥委員のお話ではどういう形で増やしていくのかということで、共通の認識でございます。実際の推進の仕方についてはもう少し検討させていただきます。

特に東京オリンピックで、納入するにはGAPが取得されてないとダメなようだという部分もございますので、J-GAPや、グローバルGAPもありますけれども、そういったところが一気に進むということもあるかと思えます。どういった形で増やせるのか丁寧に検討していきたいと思っております。

それからひとめぼれの再評価でございます。他県から新しい品種が出てきていることや、宮城の米政策がどうなのかという部分がありますけれども我々としましては、今言われたデザイン的なものも含めて、これから新たに出していく品種もございますので、どういう風な形で評価していただけるようになるのか、買っていただけるようになるのか、トータルで検討していくことにしております。その中でひとめぼれの部分についてもデザインも含めていろいろと検討させていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

■ 内田龍男会長

もうひとかたいらっしゃいますでしょうか。はいどうぞ。

■ 佐々木好博委員

中間管理機構のお話なんですけれども中間管理機構の目指すところというのは、目標は大規模経営かということ、そうではないと思うんです。だから、宮城県全体の中での中間管理機構の結果によって、ゾーニングが必要になってくるのではないかなと思うんです。集積

が進んだところは集積が進んだ理由、先程お話に出た、コーディネーターの方がいらっしゃるということもそうでしょうし、コーディネーターがいてもなかなか進まないところがあるのも事実です。ではそこを中間管理機構がどうしていくか、そこである結果が見えてくると思うんです。それは先程須能さんがおっしゃったようなあることに特化した地区とかになっていくのかもしれませんが。だからそういった方向付けなりゾーニングを大枠でも県の方である程度道筋っていうものを作っていくと、各地区に同じものを作って小さい町大きい町で同じモデルが出来上がっても全体でそれが経済として発展していくかというところではないと思います。地域の特性・特徴といったものを活かすやり方の1つの目安にこの中間管理機構の結果というのが見えて来ると思いますので、単に集積ということだけを考えるのではなくて、その先を見据えて取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いします。

■ 内田龍男会長

ありがとうございます。

やはりこういうのは結果だけ見ると何ヘクターというのが数値としては見えますが、まさにおっしゃるように中身が重要で、そこを柔軟にどう対応するかというのがとても大事だと思います。

このあたりについて、岡田委員からお願いします。

■ 岡田秀二委員

宮城県の農業というのは、会長さんが冒頭おっしゃったように日本中でもやはり注目ですし、期待があると思うんです。そういう意味では、ここの文章にもいくつか出てきますけれども、個性的であるっていうか、それなりの条件を踏まえた展開というのが必要だと私は思います。そこに関してなんですが、具体的な施策レベルでは、各県どの地域であっても所詮行わなければいけないことはあまり違いは無いんですよ。そうすると何が個性なのかというと、全体を構成する構成の論理と、それがこの地域なり、今後の方向性と比べてみて他の地域とこのようにやっぱり宮城は違うなというのが出てくるかどうかだとこのように思います。そういう中で見て参りますと、あるいは、意見を聞いてますと冒頭副委員長さんの御指摘大変その通りだと思って私も感じておりました。すなわち、全体がやっぱりバラバラですよ。融合していないということを強く感じました。とりわけこの地域政策と産業政策、これが一体どうなっているんだろうというのが非常に見えづらいです。このことを端的に示すものは、環境のマトリを地域政策のところへ追い込んでしまっただけで本当に済むのかということで、これが非常に特徴的な証左だなという風に私は思います。それと一方で産業政策のところを見ていきますと、例えば、言葉では「魅力ある産業」に若者が飛びついてきて担い手になっていく、こういうフレーズもあるのですが、それをどうやって我々が具体的にイメージするのかと言ったときに、担い手を示す言葉が「農業

者」，「農家」，「経営体」，「農を支える者」バラバラですよね。いったいどこにイメージが収斂したらいいのか，全然像が結べない。ここがやはり大変問題で，すなわち消費者が手を結ぶ相手の姿というのがいったい何なんだ，これが非常に見えにくいなと強く感じました。

それと，先ほど地域政策を改めてしっかり盛り込みましたと言いながら，「農村の経済的発展」これがタイトルですよね。農村の経済的発展とは如何にです。これで本当にいいのかということも含めて言葉の問題と概念の再構成がどうしても必要かなと思います。それと言わずもがななんです，やっぱり具体的に農を支えているのは私は女性陣だと思いますね。このあたりのことを宮城の特徴のひとつとしてあらゆる施策なり構成のところ，あるいは行間のところでもいいです，出てくれば，特徴も出るのかなという感じは致します。

■ 内田龍男会長

ありがとうございました。

これには何かコメントはございますか。

■ 農林水産部 小島次長

はい。非常に重要な指摘をいただきました。

先程，白幡委員のお話と同じで，全体を融合する，産業政策と地域政策の融合が生かされていないということなので，その辺を先程部長もお答えしたように検討させていただきたいし，若者が魅力を感じる将来の経営体像については別途検討して提示することにしております。どういう姿が，将来的に望ましい形態なのか，また，言葉の使い方について，経営体とかいろいろ出てくるというお話がありましたので，そのことも検討させていただきます。また，女性陣，女性の方が元気なところというのは，我々もそのように認識してございますので，その辺表現がうまく出るような形で工夫したいなと思います。

それから，中間管理機構のお話もいただきました。どうしても図で示したものは大規模経営，集積というのが強調されてしまうというのが否めないと思います。しかし，我々としては，これから人口が減少し，地域でやる人がいなくなるという危機意識で，どうすればその地域を有効な形で保全できるのか，当然のことながら中山間地域については大規模というのは難しいわけで，その地域をどういう風な形で維持できるのか，ゾーニングという話もありましたが，宮城県全体が一律ではないという認識は持っておりますので，こうした考え方も踏まえながら推進していきたい，大規模だけの推進ということではないということも御理解いただきたいと思います。

■ 内田龍男会長

はい，どうぞ。

■伊藤秀雄委員

地方創生ということが言われまして、はや数か月、一年くらい経つんでしょうか。その中で、農村は特に人口の減少が激しいとよく言われております。その中で65歳以上の高齢者人口率も非常に高い地域になっております。私的には高齢者がこれからの農村ビジネスの資源になるのではないかなという風に考えております。それについては、「農村の魅力」イコール「都市住民が感じている魅力」ではないかなという風に感じておりますので、農村に都会人が求める魅力を、農村に住む我々がきちっと理解をし、その情報を都会に向けて発信し、誘客する産業というのがこれからの農業農村の産業として大きい位置を占めてくるのではないかと思います。

今、政府で言われている地域政策と産業政策という括りの中で、誘客産業というか平たく言えば観光業みたいなものが、産業政策のところに入ってくるのかなとは思いますが、どういう位置づけになるのか、今回の見直しの中ではもうちょっと強調していただいてもいいのかなという風に思っております。意見として述べさせていただきました。

■内田龍男会長

これについては特に何か県のコメントはございますか。

■伊藤秀雄委員

もうちょっと強調していただければなということでございます。

■農林水産部 小島次長

はい。検討させていただきます。

■内田龍男会長

すいません。順番を飛ばしてしまいまして、橋委員お願いします。

■橋眞紀子委員

だいぶ前なんですけれども、軽井沢の星野リゾートさんに行ったときに、ホテルの中で川の高低差を使って水力発電をしているところを見せていただいて、これはすごい良いと思いました。ちょっと前に国交省の勉強会で、山間地の水田のちょっとした高低差でも小力の水力発電ができるという話を聞いて、それを宮城県で展開できないものかと思っていました。今テストパターンとして福島と山形でやっているというお話でした。この資料の中で、資料6の38にそういったことが載っていたものですから、私が宮城県にあればいいなと言ったものが載っているなと思ってとても嬉しく思いました。どんどん広げていけるものでしたら宮城県の自然の中でマッチしているのではないかと思いますのでぜひ進めてい

ただきたいなと思ってお話しさせていただきました。

■ 内田龍男会長

ありがとうございました。私もちょっとコメントさせていただきたいのですが、実は工業関係者で小電力の水力発電機を開発している人が結構いるんですけど、これを水路に使ったらという話をすると、これは水利権等の問題で農地には使えないんですということと別の方向の用途を検討しているんですね。でも先程お話のあったICT関係をこれからどんどん進めていくと、少量の電気エネルギーが必要になって、遠くまで電線を張るだけで相当のお金がかかります。それこそ今のような水利権の問題を解決して省電力の発電機を置けば電線の問題は解決されて簡単にICT機器を設置できるようになります。何か政策的なことも含めて今のお話を是非御検討いただければと思うんですけども、そのあたり如何でしょうか。

■ 農林水産部 菅原次長

ハード担当の次長をしております菅原です。

今橋委員からお話の星野リゾート、私も3年前に県議会の再生可能エネルギーの特別委員会の調査がありまして現地を見させていただきました。確かに10mとかそれ以上の落差を使って発電してそのホテル等の電源にしているということです。宮城県では現在3か所で小水力発電の場所が稼働しておりまして、1つは栗原市の荒砥沢ダムで1,000kw、あとは大崎市になりますがそこで6kw前後の発電箇所が2か所ございます。今後のことにつきましては、今年度までに可能性調査を実施しておりまして、10kw以上発電できて効率もある程度確保できるような箇所が14か所程選定されておりまして、今度はもうちょっと踏み込んだ実際の実現性をしっかり検証して、逐次小水力発電の施設を設置していきたいと考えております。宮城県には環境税もございますので、できれば活用しながら推進していきたいなと思っております。以上です。

■ 白幡洋一副会長

あまり時間が無いので少し簡単に話しますけれども、全体を通して感想を述べたいと思います。ちょっと悪口になって申し訳ないんですけど、マーケットインと言いながら出口戦略があまり明確になっていない。たまたま電力の話がありましたけど、作った電力を誰が使うのか。今、会長からICTになればいろいろ使いますよという話があったんですけど作ったものをどう使うのか、だから、「作りました売ります」ということはあるんですけども、最終的にターゲットのお客様を設定しているのか、どうやってマーケットを見つけていくのかということが全体的に少ないのかなというのが1つ。ですから出口戦略があまり明確じゃないというのが1つ目。

それから2つ目に、また園芸の話がありましたけれども、オランダは何で園芸で成功し

たのかというと1つは産学連携があり、1つは物流がありという話があります。そうすると全体を通して産学連携という言葉がほとんど見えてこないのではないかと。せっかく東北大学の先生方いらっしゃいますけれども、先程イノベーションという話もありましたけれども、もっともっと学のシーズをどうやって使っていくのかといったところが見えてこない。それから園芸で言えば物流です。先程白鳥委員もおっしゃってましたけれども全体を通して、我々みやぎ産業振興機構もそうなんですけれど、いろんな支援機関・団体があるんですけれども、そういう人の量がこれだけの施策を推進していくのに十分なかどうかです。県の方が本当に頑張っていると思うんですけど、本当に農業・農家のニーズに基づいた支援ができていくのかどうか、それも人の量と質になってくるんじゃないかと思えます。

それから最後になりますが、農業は農村でやるんですが、やはりサステナブルという考え、循環、サステナブルという考えがやっぱりもう少し全体を通してほしいなという気がします。どこかに出ているのかもしれませんがあまり見当たらなかったと思います。以上です。

■ 内田龍男会長

ありがとうございます。それぞれ貴重な御意見ですが、何か県の方からコメントはございますか。

■ 農林水産部 小島次長

はい。貴重な意見ありがとうございます。ひとつひとつの部分についてはそのとおりだなと思っております。産官学連携については内容的には盛り込んでいるつもりですが、なかなか見えにくいということでもございましたし、物流についてもなかなか見えないということについては、工夫させていただきたいと思えます。支援機関の質・量の部分につきましては、実際の施策の段階で検証しながら検討していきたいと思っております。

最後のサステナブルについては、キーワード的にうまく入れ込めればと考えております。検討させていただきたいと思えます。

■ 内田龍男会長

あともう一人くらい。はい、どうぞ。

■ 佐々木美織委員

今期から委員を務めさせていただきます佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

私は今回初めてこの計画案を拝見するので、ある意味「食と農」というところの県民意識に近いところ、もしくは農業に対して当事者意識というよりはマーケットで買う立場としてこの計画を拝見しました。まず事前説明に来ていただいた時に質問した1点目は、副

会長や須能委員や岡田委員がおっしゃったように、これはどこが宮城独特のものなんだろうということ、そしてもうひとつが若者に魅力を感じてもらおう農業、というときの「若者」というのは、いつの何年後のことなのか、今の若者なのか、何歳のどういう人をターゲットにしているんですかというお話をさせていただきました。

私の今の仕事はブランディングの仕事がメインなので、具体的にどういう生活をしている、どのぐらいの収入を持ったどういう生活体系のどういう価値観を持った人が（幸せになるか、もしくは）購入するかということ具体的に考える仕事をしています。私の中で、若者で宮城の農業を楽しんでいる人は数名実際に頭に思い浮かぶんですが、それを県単位での「方針」として進めていくにあたってどこをロールモデルとするか、それが何種類あるかという点が全く見えないというところがあります。串刺しというお話がありましたけれども、この基本計画を作ってお客様（県民とかそれを買う人）から、いったい宮城がどう見えるのが条例策定の目的なのか、これはもちろんものづくりもそうなんですけれども、作り手の目線でこの計画は出すと思うんですね。ただ、それを受け手に対してどういうイメージを与えて、どういう風なお客さんが宮城に入ってくる、宮城のものを買ってくれるという風に見せたいのかなという“ひっくり返しの視点”と言いますか、そこをもしかしたら私たち委員や他の人たちがオブザーブやフォローさせていただく必要があるのかなと思いました。作り手や売り手目線ではなくて、買い手やそれを応援してくれる人に対して、どのように広報したりPRしたり仲間として商業者に入らせていただくのかなというのがどうしてもイメージが湧きづらいという点が事前説明の時に御意見として申し上げたところです。あとは中間案の22ページの「消費者と農業者の相互理解の推進」の章で、地産地消を推進するというのが項目の1番なんですけれども、それを発展させるために項目の2番や3番があるという風に理解しています。ただ、普及啓蒙段階と実際に自分のお金を出して買うという行動までにはもうワンクッション、ハードルがあるような気がしております。実際に何をしたらその人たちがその次も宮城県の食材をわざわざ選んで買ってくれるんだろうか、本当に項目の2番と3番だけで項目の1番を達成できるのかというところに対して、もうちょっと何か議論があればいいのかなと拝見しました。

あとは皆さんのおっしゃるように私もこれを読んだときに大規模農業優先で良いのかなと感じるところがあります。例えば私はデザイナーが多数入居するクリエイティブ施設に居を置いているのですが、例えばデザイナーというのは夜中心に仕事をする方々も多いのでそういうデザイナーたちが共同で何か法人を立ち上げて農業に入って行って、自分たちがパッケージデザインをして農業をツーリズムするような形にできるとか面白いと思います。何か新しいアイデアやイノベーターに対して集中的に応援することも出来るような気がします。どういう人を応援することが宮城県全体に対して影響力があるのかなという話を一度お話してみたいなと思っております。散漫ですが一般的な視点としての意見として中間案の段階で発言させていただきました。

■ 内田龍男会長

はい。ありがとうございました。これも大変貴重な意見だと思います。

私も同じことを感じるのが、県は大変素晴らしいまとめをしていただいたと思います。しかし、基本的には常に総論から入って各論に落とししていくという見方で、これはひとつのやり方だと思いますが、一方で反対側の一番下のレベルから考えてそれがどうマッチングするかという視点も大事だと思うんですね。総論から落とししていくと、ある所から先はどこかに任せるということになりがちですが、末端まで含めて、あらゆる視点でものを見ながら全体をまとめていくことも重要と思います。今のご意見も、そのようにしたら素晴らしい成果が出るのではないかとこの貴重なコメントだと思います。是非御検討をお願いします。

■ 伊藤房雄委員

別に県の事務局の代弁をするわけじゃないですが、農業部会の方でずっと皆さんの意見聞きながらとりまとめの方に関わっていて、それで、こういう計画で足りないところは、今内田会長がおっしゃったように、現場サイドじゃあどうなんだというところがなかなか見えてこないというのはあると思います。前回か前々回、白幡委員からもきっちりデータに基づいた予測とか分析をしたうえで施策を作っていく必要があるという意見があったかと思います。それらを農業部会でも検討しました。ただ実際にそのデータが宮城県農林水産部に十分蓄積されているのかというところまで蓄積されていない。そこで、それについては5年後の第3期計画を策定する時にきっちり整理しながら分析に基づいた計画づくりをしましょうとなりました。

次に、中間案の42ページに産学連携という言葉が出てきます。東北大の場合には宮城県農林水産部と地域連携協定を結んでおり、協定のもとでいろんなことができる、ないしはやっている部分もあるのですが、なかなか際立った成果が十分表に出ていないと思います。また、今までなかった視点が岡田委員から言われた地域政策・産業政策に環境政策が十分入っていないという指摘です。サステイナブルに関連するこの環境政策をどう位置付けるかということは農業部会でも検討できていなかったもので、次回の農業部会で検討していきたいと思います。

最後に、この基本計画全体に関わることです。基本計画を規定する「みやぎ食と農の県民条例」の主体は宮城県民と考えてよいと思います。そこで宮城の県民の皆さんが食と農をどう理解するのか、計画の中身としては作り手に対する施策はたくさんあるのですが、やはり県民の皆さんに農と食の現場、その世界をきっちり理解してもらい、お互いに分かり合わないと宮城らしさを出せない。そういったことが第2章に出ているんですが、そこでの強調の仕方がうまくいってないと思いました。そういう意味で中間案の2ページから3ページに今回第4節を新たに設けていただいたのですが、計画の、目標実現に向けた関係者の役割といったときに、県から始まって市町村、農業者、そして県民が一番最後に出

てくる。農業部会では、主役が県民なのだから県民を先に持って来たらいいのではないかという意見もありました。県民条例の中で書かれている並びに揃えるのではなく、どこを強調するのかといった点なども今後の農業部会で検討していきたいと思います。

■ 内田龍男会長

今、条例の話が出ましたけれども、条例にどこまで従うかということが根本の問題の1つかと思うんですが、多分条例の基本をはみ出さないとか基本と矛盾しなければ条例を超えていってもいいんじゃないかと思うんですが、これは言い過ぎですか。

県の方から何かコメントはございますか。

■ 農林水産部 小島次長

はい。条例の部分については、相当広い解釈をできるような形でまとめてありますので、相当幅広く盛り込めるんじゃないかと思います。

■ 内田龍男会長

例えば、農業部会でおっしゃったように、県民が先に来るというのは問題ないように思いますので、是非検討していただきたいと思います。

■ 農林水産部 小島次長

それは問題ないと思います。

■ 内田龍男会長

はい。ありがとうございます。そのほか何かございましょうか。

はいどうぞ。

■ 白幡洋一副会長

確かに食と農の県民条例なので、食という立場から行くと僕が目標値に入れてほしいなと思ったのが、学校給食に100%県内食材というのが入らないのかなと思ったのです。ずいぶん前に1回ちょっとお話したことがあると思うんですけども、気仙沼の方々が、気仙沼でとれる食材だけで学校給食をやってみようとしたら、どうしても最後まで手に入らなかったのが砂糖だった。砂糖というのは確かにない。砂糖に代わるものが何かあるかと調べたらハチミツがあった。ハチミツを砂糖代わりに使って100%の気仙沼市で取れる食材だけで学校給食をやった。これは商工会議所が中心になってやったらいいんですけど、そういうことを起こしていくこともいいんじゃないか。若いころから宮城県の食材のおいしさを舌で覚えるということが必要なのかなと思います。最近たまたま福島がいろいろなことをやっているという情報が入ってくるんですけど、ツーリズムの中でどんどん農家民宿が増

えて、農家レストランというのは伊藤さんの所でやっていますが農家民宿が増えているのと、それから宮城県もそうなんですけど福島もそうで酒造りやっていますね。酒造メーカーが多いので、農家と酒造メーカーがマッチングして上手くお客さん呼び込むということをやっていますので、酒造メーカーを取り込むというのもいいのではないかなという気がいたします。以上です。

■ 内田龍男会長

ありがとうございます。その他ございますか。はいどうぞ。

■ 平賀ノブ委員

お疲れ様でございます。先程から出ていますが、宮城県は何が特徴なんですか。

何を売りたいんですか。先般ネギ農家の方がいらしたんですよ。ものすごいお金持ちです、みんな。ネギだけで暮らしてるんですよ。そういった意味で県として何かをやって農家おいしいものをどんどん作るということだって、産学連携でできると思うんです。そしたら生協も売れますよね。宮城県は米と言っていた割にはいつの間にか追い越されているような状態なので、やっぱり宮城県は何を売りたいのかと思います。今、私たち主婦が困っているのは青物野菜が高くて高くて手に入らなくて代わりのものでワカメを食べたりいろいろしてますけれども、そういった意味で、絶対切らさない農業をする。どんなときも必ずそれを作り続ける農業を宮城県はやっていきたいと思います、何かそういった特化したものを農家の方と連携して産学連携でやったらいいんじゃないかと思います。消費者は買いますから。しかし、無いんですよ今。どっかの産物のブロッコリーだったりどっかの何かだったりじゃなくて、これだけはここの物だよという、そういうものを是非みなさんでお考えいただけたらよいと思います。以上です。

■ 内田龍男会長

ありがとうございます。今おっしゃったことにも関連するんですが、フランス人は、一番おいしいものはフランスで食べて、2番目を輸出するなど冗談交じりに言っていました。先程の地産地消の一つの考え方で、本当は最高の生産形態なのかもしれませんね。宮城県は素晴らしい農業製品を持っているので、これで世界に打って出ていいような気がします。世界に金持ちもたくさん出てきたし、おいしさと安全を求める人たちがずいぶん増えてきている中で、宮城県がそれこそ東になってこれを宮県の特徴として打ち出していくということも重要ではないかと思います。最近他の地域ではいくつかやり始めているようです。それは、必ずしも食としておいしいというだけでなく、今おっしゃったように宮県の特徴というものと結びつけながら、いろんな製品をセットで出して世界にブランドを作っていくというものもあると思います。是非上手く施策を考えていただければと思います。

そのほかに何かございましょうか。はいどうぞ。

■大友恵理子委員

先程みやぎ生協のお話ありましたが、私今回初めて参加させていただいて、前任者の沼倉の方から何の引き継ぎもなく、今回初めてゼロからのスタートということで来させていただいたんですけれども、一番何が大切かという食の大切さを伝えていくことが大切じゃないかなと思ったんですね。農業も大切ですが若者に農業をとる前に食を食べることが大切だということが意外と知られていないんじゃないかなと最近思っています。

23 ページに「食の大切さを学ぶ機会を提供」とあるんですけれども、特に何か県がやっているというのは私には見えてこないんですけれども、やはり食育がすごく大切で子供の時からちゃんと食べることが大切だと育てていけば、食に対してもっと目覚める子供たちが多くなっていくのかなと、そうすることで農業に目覚めていく子供も増えていくんじゃないのかなと思います。生協では農業体験とかもあるんですけれども、最近家族で参加する方も多くなってきていて、食育の大切さというのを最近特に感じているので、そこにも力を入れていただきたいかなと思っております。

■内田龍男会長

ありがとうございました。今日は少し時間が前倒しだったものですから御協議いただく時間を長く取ることができましたけれども、もうそろそろ終盤が近づいております。これだけは言うておきたいということがありましたらもう5分くらいでお願いします。はいどうぞ。

■伊藤恵子委員

地産地消についてですが、学校給食とか全ての場面において農業者と消費者の協同意識というかそういうことを高めようとする価値観を共有することが必要だと思います。しかし、現状では、地域だけでは賄えないことも多いと思いますので、「県産県消」という言葉もどこかに入れてほしいなと思います。

それから女性農業者なのですけれども、グリーンツーリズムなどいろんな場面において女性が非常に活躍しています。具体的な環境づくりということで家族経営協定というのが29 ページに出ているんですけれども、その家族経営協定を結ぶためには普及所や農業委員の支援が必要となります。しかし、今普及所の方で支援する人たちが、私から見ると非常に少なくなっていると思っています。是非支援する人を増やしてほしいと思います。男女共同参画基本計画で政府が2020年までに指導的地位に女性が占める割合30%を目標とし、今回の制度改革で農業委員の方も認定農業者を半数以上ということになっているんですけれども、そのためにも家族経営協定を結んでいただいて、認定農業者の共同申請をしていただいて女性も認定農業者になって、いろいろその農業委員なり社会参画できるような環

境づくりというか、もう少し考えていただければと思います。

■ 内田龍男会長

ありがとうございました。勉強不足ですみませんが、その支援する人というのは具体的にはどのような組織の人なんですか。

■ 伊藤恵子委員

すみません。普及員ですね。以前に比べて少ないのかなと思ってます。経営部門について、以前は専門の方がいらしたんですけれども、今は一人でいろいろ受け持っているので非常に大変なのかなと思います。

■ 内田龍男会長

何かコメントございますか。

■ 農業振興課 高橋課長

伊藤委員さんは常日頃現地で農業改良普及センターとお付き合いをいただいて、非常によくいろんなものを勉強いただいておりますありがとうございます。

2つ程制度の話が出たので、他の委員の皆様には不明なところがあるかと思っておりますので、私の方から補足させていただきますけれども、現地の農業者の方々を支援する組織として農業改良普及センター、昔は農業改良普及所という形で、現在9つの現地の事務所が活動しております。それで農業改良普及員という現場の指導員、現在は144名が県全体で配置になっております。戦後の食糧増産の時代、昭和23年からこの制度がスタートしているんですが、ピーク時には300人を超えるくらいおりました。戦後の食糧増産、あるいは食生活の改善、農家生活の改善ということで、職種は農業の技術を指導する農業改良普及員と、生活の分野を改善指導する生活改良普及員という資格のもとでずっと長らくやってきました。ただ徐々に農家生活、農村での暮らしも変わってきたという中で、実は平成17年からその法律、制度が変わりまして生活改良普及員の制度が無くなりまして、今は農業普及指導員一本でやっております。確かに制度上の部分では生活改良普及員の位置づけが無くなったということもありまして、伊藤委員から前に比べればそういったところが弱くなっているという御指摘をいただいているところです。このため、現在、農家の生活というよりは農産物の利活用ですとかグリーンツーリズムですとか農業の労働・働き方に関するような部分を新たに設けて推進しておりますので、トータル的に事務所として力が発揮できるように私たちの方で進めていきたいという風に考えておるところです。

もうひとつ、女性農業委員の方々の話がありました。これは全体的に女性の活躍の場をということで、農業関係団体の委員も女性の割合を高めています。例えば農業委員会、農地を扱ったり地域農業の推進を検討する場があるんですけれども、ここにも女性の方が多

く委員になられています。ただ現在、法改正を国の方で検討している中で、農業委員の過半数を認定農業者とすることを前提として進めるという形になりまして、なかなか女性の方々が認定農業者になられていなかったというところもあり、ここがちょっと不安だというのが伊藤委員さんのお話だと思います。そんな中で、旦那さんと一緒に農業経営はやっているというところでの家族としての協定を結ぶことによって、奥様方も認定農業者になるという部分を進めてはというところがありました。この辺は現地の普及センターを通じてながらサポートをさせていただきたいと考えております。

■ 伊藤恵子委員

普及員のみなさんが、ひとりで持つ仕事の数があまりにも多すぎて大変だなと思ってるんです。ですから増やしていただければもっと良くなるのかなと思って話しました。仕事をしていないわけではありません。

■ 内田龍男会長

貴重な御意見ありがとうございました。はいそれでは最後にどうぞ。

■ 白鳥正文委員

すいません時間が来ていますけれども、食育の関係です。私のところで20年来地元の中学校の農業体験学習ということで、2年生の子供たちを年間3回～5回受け入れてきました。最初のうちは先生も農協職員も普及員の先生方も来られて一緒に作業していました。それが普及員の先生方が来なくなったり農協職員が来なくなったり、最近はまだ先生も来ません。バスで送り迎えをしますが本当に受け入れ農家に丸投げというような状態で、時間が無いとは言えますけれども本当に食育を考えた場合に、きちっとした地域の支援体制を整えて教育していくというような観点を持ってもらいたいなと思っております。農業は、もともと自然を相手にする環境産業でございます。今よく他産業から植物工場、LEDを利用したというようなことがあります。そういう形はありますが本来は土地利用型の園芸ですね、自然を相手にするものですから雨が続けば不作になる、日照りになれば取れなくなる、そういう中で努力をしながら生産している。そこも食育、農業の理解ということになります。新規就農者はトマトを作ります、反当たり何トン取れます、平均単価市場300円で売れます、収入は反当200万～300万上がりますというように、簡単に計算をします。しかし、実際やってみて、技術不足でうまくいかなかったというような話もありますので、そういう教育も、生産者も消費者の方も含めて食育の中に入れていかななくてはいけないのかなと思っております。

■ 内田龍男会長

ありがとうございました。それでは残念ながらそろそろ時間になってまいりました。

大変貴重な御意見をありがとうございました。まだまだ言い足りないことがあるかもしれませんが、もしございましたら事務局の方に御連絡いただければと思います。

それではこの「みやぎ食と農の県民条例基本計画」の見直しにかかる中間案の審議について、このあと主に農業部会で御審議いただくことにしたいと思います。伊藤部会長よろしく願いいたします。

それでは議事の（４）その他「（仮称）宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」について事務局から御説明願います。

（４）その他 （仮称）宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画について

■ 商工経営支援課 佐々木課長

経済商工観光部商工経営支援課の佐々木と申します。よろしく願い致します。座って御説明させていただきます。

私からは資料 9「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」につきまして報告をさせていただきます。先の 6 月議会におきまして、中小企業・小規模企業の振興に関する条例が議員提案条例によりまして制定され、7 月 10 日に公布されました。条例そのものにつきましては、資料 9-1 として配布させていただいております。条例には中小企業・小規模企業の振興に関しての県の責務が位置付けられております。この県の責務につきましては、条例から抜粋したものと資料 9-2 として配布させていただいております。資料 9 に戻りまして資料 9 の 2 の（1）県の責務のうち第 23 条におきましては、「県は中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を定め、公表すること」とされております。この 23 条に基づきまして、現在経済商工観光部におきまして計画の策定作業に取り掛かったところでございます。この計画につきましては、今年度中に策定することを予定しております。計画期間は来年度の平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 か年とするということで設定しております。基本計画は資料 9-2 の条例に位置付けられております県の責務である県が実施する中小企業・小規模企業振興に関する施策に沿ったものといった形で作っております。構成・目次的なものでございますが、それは資料 9-3 ということで配布しておりますがこちらで想定をしております。

計画策定までの大まかなスケジュールですが 9 月末までに骨子案を作成し、中小企業施策は庁内の部局に広く関わりますことから、骨子案につきまして庁内の調整を行い、調整を終了して反映したものを素案として 11 月までには作成しようとしております。この素案に対しましては、商工会議所や商工会をはじめとしました中小企業・小規模企業支援団体からの意見を聴取いたしまして 2 月頃までには最終案の作成に至りたいというスケジュールで考えてございます。条例制定から計画策定までの期間が短く、また、計画期間が 3 年としておりますことから本審議会への諮問案件としては位置付けておりませんが、次回の本審議会全体会におきまして、また報告事項という形で素案をお示しさせていただく予定でございます。その際にでも素案に対しての御意見を頂戴できればありがたいと考えてお

ります。

私からの報告は以上です。

■ **内田龍男会長**

ありがとうございました。それでは、このことについて御質問・御要望・御意見がございましたらお願いします。御意見ございませんので、この方向で進めていただきたいと思います。

それでは、次の話題、佐藤副参事の方からお願いします。

■ **富県宮城推進室 佐藤副参事**

はい、それではですね、今後の審議スケジュールにつきましては、冒頭に御説明したとおりでございます。次回の全体会の開催時期につきましては、後日改めて連絡をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

なお、本日お話しいただいた内容の他に時間の関係でお話しできなかった御意見等ございましたら、FAXあるいは電子メールなどで事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。事務局からの連絡事項は以上でございます。

■ **内田龍男会長**

ありがとうございました。以上で議事の一切を終了させていただきます。みなさんありがとうございました。

5 閉 会

■ **富県宮城推進室 佐藤班長**

以上をもちまして第35回宮城県産業振興審議会を終了させていただきます。

みなさんありがとうございました。

以上